住宅リフォーム助成事業が変わります！

平成 27 年度より、「明石市産業活性化緊急支援事業」を「明石市住宅リフォーム助成事業」として実施することとなり、それに伴って大きく分けて４つの変更点が生じることとなりました。

①助成対象工事が変わります！

②様式に変更があります！

③施工確認の方法が変わります！

④実績報告の締切日が変わります！

【①助成対象工事が変わります！】

平成 27 年度からは、**居住に用いる建築物でリフォーム工事を行う場合のみが補助対象**となります。

それに伴い、補助対象外となる工事の一例として、外構部分（門・塀・フェンス・駐車場・カーポートなど）や、建築物に後付けするエクステリア（テラス・ウッドデッキ・バルコニーなど）が挙げられます。

詳しくは、｛表１｝「平成 27 年度より明石市住宅リフォーム助成事業の対象外となる工事例」をご確認ください。

【②様式に変更があります！】

申請時に「見積書」の添付をお願いしており、必要事項を記載した任意の様式で構いませんでしたが、**今後は本市指定の要領で作成をお願いする事になります**。

工事内容が変更となった場合において、「変更申請書」や「実績報告書」と合わせて提出していただく「見積書」や「請求書」についても、本市指定の要領での作成をお願いします。

様式は、市のホームページでダウンロードすることが出来ますので、ご活用くださいますようお願いします。（４月１５日リリース）

作成の要領については、「明石市住宅リフォーム助成事業見積書（記入例）」をご確認ください。

また、補助金の交付申請書や実績報告書についても、様式を変更しております。

【③施工確認の方法が変わります！】

工事の内容にもよりますが、**工事着工前・工事施工中・工事完了後の状況がより詳しくわかるように、確認方法を次のとおり変更します**。

市民の皆様が円滑な手続きを行うことができるよう、施工業者様の御協力をお願いします。

《変更点・注意点》

・着工前・施工中・完了後の写真全てに**「撮影年月日」をプリント**する。
・着工前・施工中・完了後写真の構図を合わせて、工事箇所以外の比較対象物をできる限り写し込むこと。

《{表４}「国補助金対象工事表」に該当する工事を行う場合のみ》

ア.工事前後の**寸法の違い**が確認できる写真
イ.**使用する部材や設備機器の確認ができる**、施工中、完了後の写真
ウ.使用する部材や設備機器が、**基準を満たす性能を有していることを証明できる**もの。（パンフレット、取扱説明書など）

〇アについての事例：バリアフリーに関する〔段差解消工事〕

（写真についての変更点）

・着工前・完了後共に、段差解消箇所に**メジャー等を当てて、高低差を比較している**こと。

（写真はイメージです。）

↑
撮影年月日をプリント

○イ･ウについての事例１：省エネルギー化・環境に配慮した工事
〔節水型便器に変更〕

（写真についての変更点・注意点）

・着工前・完了後共に、便器全体が写っている写真が必要。

・**型番・品番等が読み取れるようクローズアップした写真**。

（添付書類の追加）

・**節水性能（ℓ/回）のわかるもの（パンフレット、取扱説明書など）**

○イ･ウについての事例２：省エネルギー化・環境に配慮した工事
〔遮熱性塗料を使用した外壁塗装工事〕

（写真についての変更点・注意点）

・**塗装箇所全面がわかるように**撮影してください。

・塗装はげ、ひび、色あせ等、**特徴的な補修対象がありましたら、対象物をクローズアップした写真**。

・施工中の写真として、足場が組まれている状況や、施工している様子がわかるものなど。

・使用する遮熱性塗料の商品名・品番等がわかるように、部材と工事物件を１枚に収めた写真。

（添付書類の追加）

・遮熱性能がわかるもの（パンフレット、商品説明書など）

【④実績報告の締切日が変わります！】

これまでは、年度末である３月３１日までに工事を完了し、実績報告をしていただいていましたが、今後は、実績報告の締切日は２月中旬頃に変更となります。

今年度（平成 27 年度）は、平成２８年２月２０日までに実績報告書を提出していただくことになります。